

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）

ロゴマークの使用について

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（以下「21世紀金融行動原則」という。）のロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」という。）の使用については、以下のとおりとする。

1. 使用者

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、21世紀金融行動原則に署名をしている金融機関及びそれに属する者（以下「署名金融機関等」という。）に限るものとする。ただし、署名金融機関等以外が使用する場合は、書面（別紙）による申請及び運営委員長による承認を得ることによりロゴマークを使用することができるものとする。

2. 著作権等の帰属

ロゴマークにかかる著作権その他一切の権利は、21世紀金融行動原則に帰属する。

3. 管理事務

ロゴマークの使用に係る管理事務は、21世紀金融行動原則の事務局が行うものとする。

4. 使用料

ロゴマークに係る使用料は、無償とする。

5. 使用方法

- (1) ロゴマークは、使用者の名刺、ウェブサイト、パンフレット及び報告書等に掲載することができるものとする。
- (2) ロゴマークのサイズに関し、拡大及び縮小することはできるが、変形すること又は他の図柄と重ねることなど、デザインに変更を加えることはできないものとする。
- (3) ロゴマークのカラーは原則変更できないものとするが、モノクロ（濃度調整不可）の条件に限り可能とする。
「モノクロ（濃度調節不可）」
- (4) 他のロゴマーク、社名又は図柄等と併記する場合には、一定の間隔を空けるなどロゴマークの独立性を保つようにするものとする。

6. 禁止事項

使用者は、以下に該当する場合においてロゴマークを使用してはならない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教及び募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反する使用又はそのおそれがある場合
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保又は証明するものとして使用する場合
- (4) その他「21世紀金融行動原則」の趣旨に反するおそれがある場合

7. 使用中止

使用者が以下に該当するような場合には、運営委員長は使用者に対し、21世紀金融行動原則のロゴマークの使用を中止させることができるものとする。

- (1) 署名の失効又は署名撤回をした場合
- (2) この取り決めに違反してロゴマークを使用した場合
- (3) その他運営委員長が使用につき不相当と認める場合

8. 使用者の責任

ロゴマークの使用に関して生じる一切の責任は、使用者が負うものとする。

9. 譲渡及び貸与

使用者は、ロゴマークを署名金融機関等以外の第三者に譲渡又は貸与してはならない。

10. 定めのない事項

上記に定めるものの他、ロゴマークの使用に関して疑義が生じた場合においては、21世紀金融行動原則事務局に問い合わせることとし、適宜判断を受けるものとする。

11. 改廃

この取り決めの改廃については、運営委員会の承認を得なければならないものとする。

12. 効力

本取り決めは、2017年9月25日から効力を発するものとする。